

令和8年2月22日

浜田市議会議員 澁谷 幹雄 様

議員名 花田 香

調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため研修等を行ったので、その結果を報告します。

記

1. 期 間

令和8年2月6日(金)～9日(月) ※村木は、8日の分科会から合流

2. 調査研修目的

本視察は、市長所信表明の「こどもにやさしい環境をつくる」と「デジタルで暮らしと経済を前進」の二つの柱に関する調査研究を目的とする。

「シンポジウム」では、子どもの権利条約に基づき、子どもの意見を施策に反映させる手法や「こどもにやさしいまち」づくりを調査する。 ※会派7名が全分科会に分散参加する。

「株式会社ぐるなび」への視察では、大手民間企業における先進的なデジタル技術の考え方や活用事例をヒアリングし、急激な人口減少下での医療、福祉、教育、産業など、市政全般あらゆる分野の課題解決策を調査研究しDX推進の知見を得る。

3. 研修先

- (1) 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2025 三芳町
三芳町文化会館コピスみよし 埼玉県三芳町藤久保 1100-1
- (2) 株式会社ぐるなび 東京都千代田区有楽町 1-1-2

4. 調査経費 70,867 円

(経費内訳)

飛行機代	9,850 円
JR 乗車券	19,560 円
宿泊代	34,810 円
タクシー代	2,528 円
資料代	1,650 円
電車代	2,469 円

5. 調査研究活動の概要

別紙のとおり



【調査研究活動の概要】

1. 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2025 三芳町

【全体会】

- (1) 日時：2025年2月7日（土）～8日（日）
- (2) 会場：埼玉県三芳町（町役場、文化会館、総合体育館）
- (3) 全体テーマ：「地方自治から広げる子どもの権利
— 子どもと創る、子どもにやさしいまちづくり —」
- (4) 主催：「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2025三芳町実行委員会/三芳町
- (5) 趣旨：「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムは、子ども施策のあり方やまち・コミュニティづくりの展望を見出すために、自治体関係者と研究者・専門家・NPO等関係者と専門家等が連携・協力をしながら
 - ① 子ども施策（子ども関係の法・制度及び政策・事業を含む）についての情報交換及び経験交流を行うこと、
 - ② 自治体職員や専門家等の子ども施策に関する研修の機会を提供すること
 - ③ 日本における「子どもにやさしいまち・コミュニティ」を推進し、ネットワークを構築すること
- (6) 基調講演 「地方自治から広げる子どもの権利」
講師：野村武司氏（東京経済大学）
 - ① こども基本法とはなにか（子どもの権利条例の精神にのっとり、こども施策を推進する法律）
 - ・ 「子どもの最善の利益」を第一に考える社会の実現
 - ・ 子どもを保護の対象にとどめず、権利の主体として位置付ける
 - ・ 子どもの意見表明・参加の保障を明確化
 - ② 子ども施策と地方自治（子ども施策の総合的推進にとっては自治体は重要である）
 - ・ 子ども施策は国の制度だけでなく、市町村が具体的に実行する主体
 - ・ 条例制定や子ども計画の策定を通じた実効性の確保が重要
 - ・ 子どもの声を政策形成に反映する仕組みづくりが不可欠
 - ③ 地方自治から広げる子どもの権利
 - ・ 基本理念を理解するために、子どもの権利についての共通認識を全ての人々が共有できるよう取り組むことが必要
 - ・ 子どもが自身の権利を認識できるように子どもの権利の普及啓発・促進を図ることが必要
 - ・ 子どもの意見を反映するための子ども参加の仕組みを整えることが不可欠
- (7) 開催自治体報告 子どもにやさしいまちづくりの取組
三芳町長 林 伊佐雄
 - ① こどもの権利条例の制定推進

- ・「大人が子どもに約束する条例」という位置付け
- ・住民参加型の検討委員会設置
- ・子どもへのアンケート・意見聴取の実施
- ② 子ども参加の仕組み
 - ・子どもまちづくり会議の開催
 - ・子ども提案事業への補助金制度（防災キャンプ等）
 - ・ユニセフ日本型 CFCI（子どもにやさしいまちづくり事業）への挑戦
- ③ こども家庭センター設置
 - ・妊娠・出産から子育て期までの切れ目ない支援
 - ・相談・支援体制の強化
- ④ 国際交流・平和学習
 - ・オーストラリア・マレーシア派遣事業
 - ・戦後 80 年平和記念式典派遣
 - 子どもの視野拡大と主体的成長を支援

(8) 子ども参加の活動報告

三芳町の中学生の以下の活動報告があった。

- ・マレーシア中学生海外派遣事業
- ・オーストラリア親善大使海外派遣事業
- ・戦後 80 年三芳町中学生平和記念式典派遣事業
- ・子どもまちづくり事業補助金（防災キャンプ）

(9) 自治体報告

- こどもも地域も幸せに！—和光市のこどもの権利を保障するまちづくりを目指して

平川 京子（埼玉県和光市子どもあんしん部 部長）

- 杉並区子どもの権利に関する条例に基づく子ども施策の推進

松下美穂子（東京都杉並区子ども家庭部子ども政策担当 課長）

- 子どもの権利が尊重されるまちをめざして

勝又 隆二（東京都武蔵野市子ども家庭部長兼健康福祉部母子保健担当 部長）

- それぞれの自治体の共通点は、

- ① 条例を「理念」で終わらせない
- ② 子どもの声を聴く仕組みを制度化する
- ③ 計画→実施→評価→改善の循環を作る

それぞれの実践の特色と学ぶべき点

（和光市）・条例制定前の“土台づくり”の丁寧さ

- ・子どもの声を「集める」だけでなく「反映し、返す」仕組み
- ・若者部会など、継続的参加の仕組み化
- ・庁内横断的体制づくり
- ・子どもに伝わる工夫（ビジュアル・やさしい表現）

(杉並区) ・条例を基盤とした継続的政策運営

- ・権利侵害に対する救済制度の明確化
- ・「意見表明」だけでなく「権利擁護」まで踏み込んでいる点
- ・条例改定も視野に入れた柔軟性

(武蔵野市) ・子どもの参加は「最初から」が重要→形だけの意見聴取ではなく、構想段階から関わらせている

・参加と救済の両立がなされ、意見表明の機会だけでなく、権利侵害への対応機関も整備

・条例は作ることより“伝わること”が重要であり、周知を徹底している

(10) パネルディスカッション

三芳町の各事業に参加した子どもたち自身の声を聴くことができた。共通に心からの「このような経験をさせてもらったことに感謝」を述べている姿が印象的であった。学校や家庭で、大人主導で組まれた行事に参加した場合、このような「感謝」が湧いてくるであろうか。子どもの権利を保障する大人に支えられ、自分の意志で自分で選び取った行動により、湧いてくる感情であったと感じ、本質から子どもの権利を保障するということは、主体的に生きる人格を育てる礎になることが確認でき、貴重なパネルディスカッションであった。

【分科会】

分科会	テーマ	参加者
分科会①	子どもの相談・救済	花田香
分科会②	子どもの虐待防止	岡山令子
分科会③	子どもの居場所	今田実延・村木勝也
分科会④	子ども参加	西田一平
分科会⑤	子ども計画	沖田真治
分科会⑥	子ども条例	笹田卓

分科会①「子どもの相談・救済」

「子どもの相談・救済 — 制度改善を問う」

本分科会では、子どもの権利救済機関（オンブズマン等）の機能と役割について、相談対応にとどまらない制度改善の重要性が議論された。救済機関の機能は、①個別救済、②制度改善、③普及啓発の三層で構成され、特に個別事案を制度に反映し再発防止につなげる循環構造が本質であると示された。

一方で、全国的に制度は整備されつつあるものの、提言や意見表明といった制度改善機能は十分に発揮されておらず、独立性の確保やモニタリングの弱さが課題として指摘された。スクール・パディの事例では、制度が存在していても現場

で機能していない実態が明らかとなり、「制度の有無」と「実効性」の乖離が浮き彫りとなった。

議員として重要と感じたのは、制度の設置状況ではなく、その実効性を継続的に検証する責任である。救済機関の独立性が担保されているか、提言が施策に反映されているか、モニタリングが機能しているかを議会として問い続ける必要がある。また、子どもの声を単に聞くだけでなく、政策に反映させる仕組みづくりも重要である。

本分科会を通じ、子どもの権利保障は個別対応で完結するものではなく、制度を変え続ける取組であることを再認識した。今後の議会活動においても、子どもの最善の利益を基軸に、実効性ある制度運用を求めていきたい。



(11) 全体を通しての所感

本研修を通じて、子どもを「支援の対象」や「守られる存在」としてではなく、まちづくりの主体であり、社会の構成員として位置付ける視点の重要性を強く認識した。子どもは保護の対象ではなく、地域社会を共につくる当事者であるという考え方が、条例や施策の根底に据えられている点が根底にある。

また、地方自治体こそが子どもの権利を具体化できる最前線であり、理念を掲げるだけでなく、相談・救済機能まで制度として整備している点に実効性を感じた。特に、「参加」と「権利擁護」を一体的に捉えている姿勢は、子どもの声を聴くことにとどまらず、その声を尊重し、守り、施策へと反映させる仕組みづくりの重要性を示しており、すべきことを認識した。

さらに、条例制定後も継続的に啓発や対話を重ね、「条例を文化として根づかせよう」とする姿勢から、条例はゴールではなくスタートであるという強い意思が伝わってきた。

今後は、制度整備にとどまらず、現場での実践と検証を積み重ねながら、子どもの参加の質と仕組みの継続性をいかに担保していくかが課題となる。子どもの参

加の仕組みづくりは、Well-being 社会の実現に向けた鍵であり、「誰一人取り残さない子ども中心の社会」を実現するための基盤であると再認識した。

本自治体においても、これから制定を目指す子どもの権利条例には、理念を掲げるだけで終わらず、実効性と継続性を備えた取組を推進していく必要があると感じた。

2. 株式会社ぐるなび

(1) 日程及び視察場所

日程：2026年2月9日(月) 10:00~12:00

場所：株式会社ぐるなび本社 東京都千代田区有楽町1-1-2
日比谷三井タワー11F

(2) 出席者

株式会社ぐるなび：西原執行役員、行武執行役員、中川グループ長、谷口グループ長

浜風の郷：沖田会長、笹田副議長、村木事務局長、花田、岡山、西田、今田

(3) 視察内容

①意見交換会(添付資料参照)

地域振興における観光促進とDXの活用についての提案をいただき、意見交換を行った。浜田市における観光促進と住民への安心と利便性提供の2つのポイントで活用例をお示しいただき議論を深めた。

まずは観光促進についての、情報発信、魅力の集約・利便性、既存情報の充実化の重要性を学び、現在プロジェクト進行中の他自治体の例も挙げながら、各項目における活用できるツール及び浜田市向けの活用方法の提案をいただいた。

住民への安心と利便性提供については、東京公式アプリを例に挙げながら、ぐるなびが展開するサービスの活用について提案をいただいた。

観光客への情報発信だけではなく、地元住民向けのイベントの紹介や、その他多数の特典付与などの機能も携えている。

浜田市における活用方法について意見交換を行った。

REDプロジェクトの取組についても紹介していただいた。ぐるなび会長が発起人の「RED U-35」35歳以下の若手料理人コンペティションが毎年開催され、毎年500名の応募があり、外食業界のトップランナーが務める審査を勝ち抜き、1名が栄冠を受賞することができる。この「RED U-35」で優秀な成績をおさめたシェフをネットワークしたコミュニティ「CLUB RED」は、471名のシェフとネットワークがあり、各店舗の域を越えて料理で社会課題を解決するための機会を提供している。

②オフィス見学

就業スペースの全てがフリースペースとなっており、各自の棚もないため、

書類の扱いも必要最低限で無駄な経費を削減している。ポータブル電源の貸し出しもありリーススペースでの就業を可能としている。オンライン会議等で使用するための防音ブースが各所に設置されており、雑音に対する配慮も行き届いている。在宅勤務が可能で、現在は固定の通勤手当は廃止しており、出社した場合は、移動費としての負担をしているとのこと。



(4) 所感

最先端の大手企業の現場を見ることができ、とても刺激になった。幹部の方のお話を聞き、そもそものコンセプトや、企画の事業化の決め手は、利用者のニーズのリサーチから生まれる、相手に合った発想の転換などであると実感した。結局のところ、サービスに満足するかどうかは相手が決めることである。その相手をいかに知っているか、ということが事業者が伸びていく所以であると感じた。これは民間のみならず、行政サービスの向上も同じことである。いかに相手側に立てるか、その一点に尽きると学んだ。